

厚岸町規則第38号

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月14日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則（平成18年厚岸町規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、町内に当該障害児通所支援を行う事業所を有し」を削る。

第7条中「3箇月間」を「現に給付を受けている障害児通所給付費の有効期限まで」に改める。

別記様式第5号中「厚岸町内に障害児通所支援を行う事業所を有し、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽減措置対策費について適用し、施行日前の軽減措置対策費については、なお従前の例による。